

○広島修道大学転部等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は広島修道大学学則第27条及び第28条に基づき、転部及び転科について必要な事項を定める。

(募集及び許可の条件)

第2条 各学部又は各学科は教育上支障をきたすことのない範囲において、転部又は転科を志望する者を募集することができる。

2 転部又は転科は、それにより、各学部又は各学科において教育上支障をきたすことのない範囲でこれを許可することができる。

(転部又は転科の学年及び制限)

第3条 転部又は転科は、第2学年への転部又は転科に限る。ただし、再度の転部又は転科は認めない。

(志願者の資格及び許可者の修業年限)

第4条 転部又は転科を志願する者は、本学に1年以上在学し、認定単位を除く卒業所要単位で33単位以上を修得し、既修の授業科目からみて、転部又は転科して差支えないと認められた者でなければならない。

2 転部又は転科を志願する者に対しては、前項の規定のほか若干の条件を付すことがある。

3 転部又は転科を許可された者の修業年限は3年とする。ただし、7年を超えて在学することはできない。

(転部)

第5条 転部を志願する者は、学長が指定する期日までに事由を詳記した所定の転部願を、所属学部長を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は志願学部教授会の議を経て、許可を決定するものとする。

(転科)

第6条 転科を志願する者は、学長が指定する期日までに事由を詳記した所定の転科願を所属学部長に提出しなければならない。

2 学部長は当該学部教授会の議を経て、許可を決定するものとする。

(手続)

第7条 転部又は転科を許可された者は、転部は学長が、転科は志願学部の長が指定する期日までに、転部又は転科の手続きをしなければならない。

2 学長、学部長が指定する期日までに手続きを完了しない者は、転部又は転科の許可を取

消すものとする。

- 3 転部又は転科を許可された者は、広島修道大学諸納付金納入規程の定めるところにより納付金を納入しなければならない。

(事務担当)

第8条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、1973年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、1987年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、第1条を1995年3月2日に改正し、1995年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、第1条、第2条、第5条、第6条及び第7条を1997年1月9日に改正し、1997年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、2011年8月4日に第4条第1項を改正し、2011年4月1日から施行する。
ただし、2010年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年8月4日に改正し、同日から施行する。
- 7 この細則は、2015年9月3日に第8条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 8 この細則は、2017年12月6日に第4条第1項を改正し、同日から施行する。
- 9 この細則は、2024年11月6日に第1条、第2条、第5条第2項及び第6条を改正し、2024年4月1日に遡って施行する。